

家族形成の多様性

渡辺 秀樹

「家族形成」という言葉は、結婚あるいはパートナーシップの形成と、出産あるいは子どもを持つこと、という二つの意味を持つものとして用いられる。この家族形成には多様なかたちがあるが、その多様さは看過されることが多い。家族形成と労働との関係を考えるとき、労働は、正規と非正規という、就業条件において大きく異なるかたちを区分して議論され、それが重要な切り口となっている。しかし、家族形成については、結婚は法律婚というひとつのかたちを前提とし、また子どもは婚内子（嫡出子）というひとつのかたちを前提として議論されることがほとんどである。

たしかに、日本社会ではパートナー関係は法律婚が多く、婚姻届をださない共同生活を指す同棲は少ないし、子どもは婚内子がほとんどで婚外子は圧倒的に少なく、養子縁組も顕在化せず実子がほとんどである。しかし、そうしたひとつのかたちを動かぬ前提とすることは、果たして、適切な議論の枠組なのであろうか。欧米諸国の多様な家族形成の状況を見るまでもなく、家族形成のさまざまなかたちへの注目は、少なくとも、現代日本社会の現状の相対化あるいは可能な選択肢の模索という点で必要なことと思われる。

労働と結婚と出産という3つのイベントには、その経験のしかたにおいて、それぞれ大きく異なる形態がある。第1に、労働では、正規の就業と非正規の就業がある。報酬や保障などにおいて正規と非正規の間には壁とも呼べる大きな格差がある。関連の調査は、非正規から正規への移行が簡単ではないことを示している。まさに壁である。第2に、法律婚と同棲との間の壁がある。日本の場合、同棲（cohabitation）が普通になっている欧米とは異なる様相を示す。『出生動向調査』によれば、意識面では「男女が一緒に暮らすなら結婚すべきである」という強い法律婚主義はまだまだ強い。第3に、出産における婚内子と婚外子の壁がある。日本の場合、これは非常に分厚い壁である。婚外子割合が5割を超える北欧諸国、3割あるいは4割が普通の欧米諸国とは異なり、日本で

は、この割合は非常に低く、ここ最近ようやく2%となっているのが現状である。相続規定など差別的処遇が問われているが、嫡出規範は強い。

これら3つの壁のゆくえを問わねばならない。それらは解消されるのだろうか。3つの壁は相互に、どのような関係にあるのだろうか。たとえば、次のような事態がありうる。第1の正規と非正規の壁が崩れなければ、非正規の結婚難は続く。第2の結婚と同棲の壁は、欧米に遅れつつ徐々に緩和され、同棲が増える可能性はある。第3の婚外子と婚内子の壁は容易には崩れない、という事態である。紙幅の関係から第3の壁についてのみ補足したい。よく話題になる妊娠先行型結婚（できちゃった婚）は、pregnancy depended marriage（shot-gun marriage）と呼ばれるように、妊娠というできごとに依存した結婚である。非婚妊娠の帰結としてのこの型の結婚は、合衆国などのデータでは、60～70年代にかなりの比率でみられたが、その後は急減している。合衆国に限らず、欧米では、非婚のまま出産する割合（＝婚外子割合）が増えるのである。これに対し、日本の状況はまったく異なる。妊娠先行型結婚の多さは、嫡出規範の依然とした強固さを示している（かつて、この結婚をlegitimatizationと呼ぶ文献もあった）。

このような嫡出規範の強固さもあって、最近の調査から読み取れるのは、結婚することの意味が、〈子どものため〉に収斂している、ということである。妊娠先行型結婚は、子どもが理由の結婚である。意識としても実態としても結婚が子どもと結びついている。

パートナーシップの形成と子どもを持つこととの関係を相対化する枠組が必要かもしれない。

若者の家族形成についての positive なシナリオは、以上の事態を問うこと無しには生まれてこないように思われる。